

総合口座取引規定

変更後	変更前
<p>1. (総合口座取引に係る契約の成立) 当金庫は、お客さまから当金庫所定の総合口座申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに総合口座に係る契約が成立するものとします。</p> <p>5. (預金の払戻し等) (1) (略) (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。 (3) (略) (4) 前3. 項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p> <p>7. (当座貸越) (1) (略) (2) (略) (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p> <p>8. (貸越金の担保) (1) (略) (2) この取引に定期預金があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。 (3) (略)</p> <p>11. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>12. (即時支払) (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき ② お客様に相続の開始があったことを当金庫が知ったとき ③ お客さまが行方不明になったことを当金庫が知ったとき ④ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき</p> <p>15. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他</p>	<p>(新設)</p> <p>4. (預金の払戻し等) (1) (略) (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。 (3) (略) (新設)</p> <p>6. (当座貸越) (1) (略) (2) (略) (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。</p> <p>7. (貸越金の担保) (1) (略) (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。 (3) (略)</p> <p>10. (印鑑照合等) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>11. (即時支払) (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。 ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき ② 相続の開始があったとき ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき</p> <p>14. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p>

変更後	変更前
<p>必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。</p> <p>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお定期預金が第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</p> <p>(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したもとして、相殺することができます。なお定期預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>18. (規定の変更等)</p> <p>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</p>